

箕面市介護予防事業「高齢者のための運動機能測定」 委託業務仕様書

（目的）

高齢者が自分自身の体力を知り、その維持向上に努めるとともに、介護予防に関する理解を深め、より健康な生活を継続できることを目的とする。

（事業実施方法）

運動機能向上に関する専門家を配置し、介護予防に関する参加者の運動機能の測定・評価を行い、運動器の機能向上等のためのプログラムを実施する。また、個々の運動機能評価に基づいて日常生活における運動、姿勢等の助言を行う。

（対象者）

65歳以上の箕面市介護保険第1号被保険者の資格を有する市民とする。ただし、要支援及び要介護認定を受けている者のうち、通所サービスを利用している者を除く。

（定員及び参加者数の連絡）

定員は15名を限度とする。

（実施場所・実施日）

平成25～26年度（2013～2014年度）は、変更することがある。

- （1）総合保健福祉センター分館 11月最終金曜日
- （2）箕面文化・交流センター 9月最終金曜日
- （3）コミュニティセンター豊川南小会館 1月最終金曜日
- （4）止々呂美小学校体育館（北部地域：変更することがある） 7月最終金曜日

（事業運営方法）

- （1）実教室時間は1回あたり概ね2時間程度とする。また、その他事業運営に係る事項（準備、事業終了後の記録、片づけ等）についても実施する。
- （2）受託事業者が事業の実施に必要な物品を準備する。

（スタッフの配置）

事業の運営にあたっては、運動指導の実務経験のある健康運動指導士1名のほか、これと同等の能力を有する者でAEDを使用した救命講習受講を修了した指導員を1名以上配置することとする。また、適宜必要な補助職員の配置を行うこととする。

（事業実施内容）

- （1）参加者のバイタルチェック
- （2）運動機能評価（握力測定、開眼片足立ち、5m最大歩行、Timed up&Goテスト、長座体前屈、全身反応時間を基本とする）
- （3）市が提示する精神状況評価
- （4）運動実習、家庭での実践方法を含む実技指導
- （6）その他必要と認めるもの

(参加者負担)

本事業における参加者負担は無料とする。

(安全管理)

- (1) 教室の開催にあたっては、安全管理に関するマニュアルを整備し、各回教室に設置すること。
- (2) 事故防止のため、十分な注意を払うとともに、参加者の安全性を十分に考慮し、緊急時にも対処できるよう、体制の整備に努めること。
- (3) A E Dを設置すること。

(実施報告)

各教室終了後1週間以内に、報告書を提出すること。

(事故等の責任)

受託事業者の責任によって生じた利用者及び施設等の損害（事故によるけが等）については、受託事業者が賠償すること。